

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	当初作成年月日	直近の更新年月日	更新年月日
尾鷲市	三木里地区	平成30年1月11日	-	令和4年3月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.9 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	6.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	- ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地域の高齢化が進んでおり、地域を支える安定した経営体も十分といえないため、今後は農地が利用されず耕作放棄地が増加することが心配される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

存在する地域の中心となる経営体に農地の集積を図る
今後、地域の中心となる経営体を作り出すことが必要であり、将来を考え早い段階で新規就農者の確保に取り組む

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	経営体A(法人)	施設野菜 露地野菜	1.5 ha		- ha	三木里地区
認就	経営体B(個人)	露地野菜	1.1 ha		- ha	三木里地区
計	2人		2.6 ha		- ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域の中心となる経営体へ集積する際、積極的に農地中間管理事業の活用を図る。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

現時点で記載するものはないが、農地の所有者と話し合いを進めている案件あり。

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。